

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

定時株主総会と臨時株主総会の違いは？

Q 当社は毎期決算後、定時株主総会を開いておりますが、毎期、半年経過時に株主総会を開いております。定期的に開いているので、これも定時株主総会というのでしょうか？そもそも、定時株主総会と臨時株主総会では何が違うのでしょうか？

解説

通常の株主総会には定時株主総会と臨時株主総会があり、原則として**取締役が招集**します。一定の場合には、株主が取締役に対して株主総会の招集を請求することができます。

1. 定時株主総会

定時株主総会とは、通常決算後**3か月以内**に開催される**年に1回**の株主総会のことをいいます。

2. 臨時株主総会

定時株主総会以外に必要な場合、**いつでも臨時に開催できる**株主総会をいいます。開催の要因としては、下記のものと考えられます。

- ✓取締役の欠員による補充役員の選任
- ✓事業目的追加による急ぎの定款の変更
- ✓配当の決議

3. 定時株主総会と臨時株主総会の違い

区分	定時株主総会	臨時株主総会
招集決定	非公開会社では書面投票・電子投票を認める場合は会日の2週間前までに発送	非公開会社では書面投票・電子投票を認めない場合は会日の1週間前までに発送
召集時期	毎年事業年度の終了後、一定の時期に 年1回開催	必要がある場合に、 いつでも臨時に開催
主要な議案	当期事業年度の決算報告・承認、事業報告の内容の報告、役員報酬の額、剰余金の配当等	補充取締役の選任、非公開会社の第三者割当の承認、新株予約権の発行

要するに…

定時株主総会と臨時株主総会では**招集手続きや決議方法などに違いはありません**。税務上、株主総会で決議したという事実がポイントになることも多いので、**議事録はしっかり残しておきましょう**。